

資格スクエア 公開模試
令和7年度 問題

法令等

[問題 1～問題 40 は択一式 (5 肢択一式)]

問題 1 犯罪に関する次の文章の空欄 ア ~ エ に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

犯罪は、 ア に該当する違法かつ有責な行為であると定義される。このうち、 ア は、一般的に、立法者が犯罪として法律上規定した行為の類型をいう。そして、実質的な意味での違法性がどのようなものであると理解するかについては、大きく分けて イ と ウ が対立している。前者は、行為に対する社会的非難が違法性の実質に含まれるとする立場であり、後者は、違法性の実質は、あくまで法益侵害およびそのおそれにあるとする考え方である。次に、責任について、刑法上、 エ は、罰しないものと規定されている（刑法第 39 条第 1 項）ので、 エ は、例えばそれが ア に該当する違法な行為であっても処罰されない。

	ア	イ	ウ	エ
1	構成要件	行為無価値論	結果無価値論	心身喪失者の行為
2	刑事法の条文	行為無価値論	結果無価値論	正当防衛
3	刑事法の条文	結果無価値論	行為無価値論	正当防衛
4	構成要件	行為無価値論	結果無価値論	正当防衛
5	刑事法の条文	結果無価値論	行為無価値論	心身喪失者の行為

問題2 公法と私法に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 公法とは、統治機構に関する事項および公権力と私人の関係を規律する法をいい、私法とは、私人と私人の関係を規律する法をいい、公法・私法の分類は絶対的なものである。
- イ 公法の概念について、法律関係が権力的な手段によって規律される場合に適用される法と捉える見解に対しては、公共契約に関する法規範が公法に当たることが説明できないという批判が妥当する。
- ウ 今日においては、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法などの各種行政法の整備が進んだため、公法と私法は明確に分類されるに至り、公法と私法の分類に関する議論はもはや過去のものとなっている。
- エ 明治憲法下のわが国においては、通常裁判所のほかに行政裁判所が存在したため、公法と私法の分類は実定法上の実益を有していたといえる。
- オ 行政事件訴訟法第4条は、当事者訴訟に「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」が含まれるとしているところ、当事者訴訟にどのような訴訟上のルールが適用されるかを重視すると、ある法律関係が公法上のものか私法上のものかを分類することには、大きな実益があるといえる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題 3 大量殺人を目的として計画的、組織的に人体に有害な化学物質を生成した宗教法人Aについて、宗教法人法（以下「法」という。）81 条 1 項 1 号および 2 号前段に規定する事由があるとしてされた解散命令の合憲性が争われた事案における最高裁判所の判例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 法による宗教団体の規制は、宗教団体の世俗的側面に留まらず、その精神的・宗教的側面をも対象としているのではあるが、これを直接規制するには至らない。
- 2 宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わず、これに何らかの支障を生じさせることがあるに留まるのであれば、信教の自由に直接影響を及ぼすものではないことから、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかの検討を慎重に行うべきことが要請されるわけではない。
- 3 解散命令によって宗教法人やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。
- 4 解散命令によって宗教法人が解散した場合、信者は、宗教団体を存続させ、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられることになるが、新たな宗教団体を結成することは可能であることから、このような結果は、解散命令に伴う間接的で事実上のものに留まるといえる。
- 5 解散命令の制度は、専ら世俗的目的によるものとはいえないものの、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的である。

(参考条文)

宗教法人法

(解散命令)

第 81 条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求によりまたは職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第 2 条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことまたは 1 年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

三～五 以下略

2 以下略

問題 4 財産権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 土地収用法における損失の補償は、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭で補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することができる金額の補償を要する。

イ 憲法 29 条 3 項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することが考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常に「その当時の経済状態において成立することが考えられる価格」と完全に一致することを要するものでない。

ウ 法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、この変更が公共の福祉に適合するかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、およびこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかにより判断すべきである。

エ 上場会社等の役員または主要株主が有価証券等の短期売買取引をして利益を得た場合には、一定の除外事由に当たる場合を除き、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができるとする旧証券取引法 164 条 1 項の規制の目的は正当性を有し、公共の福祉に適合するものであるが、規制の内容等についてみると、同項は、外形的にみて上記秘密の不当利用のおそれのある取引による利益につき、個々の具体的な取引における秘密の不当利用や一般投資家の損害発生という事実の有無を問うことなく、その提供請求ができることとしており、立法目的達成のための手段として必要性または合理性に欠けるものである。

オ ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受忍しなければならない責務を負うというべきであるが、ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為も、憲法上は財産権の行使として保障されているものではあるから、個別具体的な事案における上記のような使用行為が憲法の保障する財産権の行使の埒外にあるものかどうかは、慎重な検討を要する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 5 憲法 25 条の法的性質についての以下の見解に関する次の記述のうち、妥当なもの
はどれか。

【見解】

A 説：憲法 25 条は法的効力をもたず、政治の指針あるいは法律解釈の基準以上のものでは
ない。

B 説：憲法 25 条に法的性格は認めるが、そこで保障された生存権は抽象的な権利にすぎ
ず、そのままでは裁判所で適用しうるものではない。しかし、これを具体化する
法律が制定されれば、その法律の審査の基準として機能する。

C 説：憲法 25 条は生存権を具体的権利として規定している。

- 1 A 説に対しては、憲法 25 条 1 項の文言に整合的ではないとの批判が妥当する。
- 2 最高裁判所の判例が A 説を採用していると解釈することは可能である。
- 3 最高裁判所の判例が B 説を採用していると解釈することはできない。
- 4 B 説を採用した場合、国が生存権を具体化するために必要な立法を怠っているとき
には、立法不作為の違憲確認訴訟を提起することを認めることになる。
- 5 C 説を採用した場合、憲法 25 条を直接の根拠として、裁判所が具体的な給付命令
を出すことを認めることになる。

問題 6 内閣に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を決定することは、内閣の権限に属する。
- 2 内閣総理大臣は、具体的な罷免事由の有無に関わらず、国务大臣を罷免することができる。
- 3 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決した場合のみならず、信任の決議案を否決したときも、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、国务大臣を任命するが、国务大臣は、国会議員の中から選ばなければならない。
- 5 国务大臣は、在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、刑事被告人として起訴されることはない。

問題7 次の訴訟のうち、司法権の範囲に含まれるものはどれか。

- 1 行政書士試験を受けたが不合格となった受験生が、不合格の認定は記述式問題の採点ミスによるものであるとして提起した、行政書士試験合格者としての地位を有することの確認の訴え。
- 2 衆議院の解散は憲法に違反し無効であり、自身は衆議院議員としての身分を失っていないとして、衆議院議員であった者が提起する議員歳費の支払請求訴訟。
- 3 ある裁判所の支部の廃止を定めた最高裁判所の規則が裁判を受ける権利の侵害になるとして当該支部があった地域に居住する者が提起した、当該規則の無効確認の訴え。
- 4 宗教法人である宗教団体の代表役員の地位にあることの確認を求める訴えであって、その理由の有無の判断に当該宗教団体の教義を解釈することが必要不可欠なもの。
- 5 宗教団体が宗教的なシンボルを建立するための資金をその信者から寄付させたものの、当該シンボルは教義に照らして偽物であり、したがって寄付は錯誤に基づくものであるとして、寄付を行った信者が提起した不当利得返還請求訴訟。

問題 8 国の行政組織に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 各省大臣は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督するが、その機関の所掌事務について、命令または示達をするため、所管の諸機関および職員に対し、告示を発することができる。
- 2 国の行政機関には、省、委員会および庁があり、これらの機関の長は、いずれも国務大臣をもって充てなければならない。
- 3 各省大臣は、主任の行政事務について、法律または政令の制定、改正または廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。
- 4 国の行政機関の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする法律は、内閣法である。
- 5 国の行政機関である庁は、すべていずれかの省に外局として設置され、法律によって内閣府に直接設置されることはない。

問題 9 行政裁量に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 教科書検定における検定処分は、教育行政を担当する文部科学大臣の極めて専門技術的な判断に属するものであるから、裁判所は、その判断の当否について審査する権限を有しない。

イ 墓地埋葬法 13 条によれば、墓地、納骨堂または火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵または火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならず、この規定に違反した場合には刑罰が科されるが、同条の「正当な理由」の有無については、行政庁の裁量は認められないものと解される。

ウ 外国人の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるか否かの判断は、法務大臣の広範な裁量に委ねられており、その判断が明白に合理性を欠く場合であっても、これを司法審査の対象とすることはできない。

エ 国家公務員に対する懲戒処分において、いかなる場合にいかなる種類の懲戒処分を選択するかは懲戒権者の裁量に属するが、その裁量権の行使が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合には、その処分は違法となる。

オ 皇居外苑使用許可のような国民に対して利益を与える処分は、行政庁の自由裁量に属する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 エ・オ
- 5 ウ・オ

問題 10 行政上の強制手段に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 行政代執行法による代執行の対象となる義務は、法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。）により直接命ぜられ、または法律に基づき行政庁により命ぜられた代替的作為義務であって、義務者がこれを履行しない場合に、他の手段によってはその履行を確保することが著しく困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるものでなければならない。

イ 直接強制は、行政上の義務の履行を前提とせず、目前急迫の障害を除去する必要がある場合に、直接国民の身体または財産に実力を加える作用である。

ウ 執行罰は、代替的作為義務の不履行に対して科されるものであり、一度科された後は、義務が履行されるまで重ねて科することはできない。

エ 国税徴収法に基づく滞納処分による財産の差押えは、行政上の強制徴収の一例であり、行政庁が有する自力執行権に基づいて行われる。

オ 行政代執行法に基づく代執行の戒告および通知は、いずれも事実行為であり、行政処分には該当しないため、抗告訴訟の対象とはならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 11 申請に対する処分に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合、行政庁は、聴聞を行う必要はないが、申請者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。
- イ 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めなければならない、また、原則としてこれを公にしておかなければならないと定められている。
- ウ 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請が拒否された場合であっても、あるいは、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁が何らの処分をもしない場合であっても、審査請求をすることができる。
- エ 不作為の違法確認の訴えとは、行政庁が、何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいい、法令に基づく申請の有無を問わず提起することができる。
- オ 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされない場合のうち、行政庁に対し一定の処分または裁決を求める旨の法令に基づく申請または審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分または裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに限り、義務付けの訴えを提起することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 12 不利益処分に関する次の記述のうち、行政手続法の定めまたは判例に照らし、明らかに妥当でないと考えられるものはどれか。

- 1 内閣総理大臣が、銀行に対してその取締役、執行役、会計参与、監査役もしくは会計監査人の解任を命じる場合、原則として聴聞を行うことが必要である。
- 2 日本行政書士会連合会が、行政書士法 7 条 1 項に基づいて、行政書士の登録を受けた者が欠格事由に該当することを理由としてその登録を抹消する場合、欠格事由に該当することが客観的な資料により直接証明されているのであれば、意見陳述のための手続を執る必要はない。
- 3 文化庁長官が、地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理を行わせることは、行政手続法上の不利益処分に該当する。
- 4 行政庁は、不利益処分をする場合において、当該不利益処分の理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、当該不利益処分と同時にその理由を示す必要はないが、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、当該理由を示さなければならない。
- 5 不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことを処分基準というが、行政庁は、処分基準を定めることそのものの義務は負わず、かつ、処分基準を定めたととしても、これを公にする義務も負わない。

(参考条文)

文化財保護法

(管理団体による管理)

第 32 条の 2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合または所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有または管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）および権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～6 以下略

問題 13 行政機関 A が命令を定める場合に関する次の記述のうち、行政手続法（以下「法」という。）の定めに照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア A が地方公共団体の機関である場合、法律に基づく命令または規則を定める場合には、法の定める意見公募手続を実施する必要があるが、審査基準、処分基準および行政指導指針を定める場合には、法の定める意見公募手続を実施する必要はない。
- イ 国の機関である A は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにする義務を負うが、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため困難であるときは、この義務を負わない。
- ウ 国の機関である A の定めた命令等が法律の委任の範囲を逸脱して無効であるとする裁判所の判断が確定した場合、A は、当該命令等を定めるに当たり、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにする義務に違反していたものと評価できる。
- エ 国の機関である A が命令等を定めようとする場合、意見提出期間は、やむを得ない理由があるときを除き、当該命令等の案およびこれに関連する資料の公示の日から 30 日以上でなければならない。
- オ 国の機関である A は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案をあらかじめ公示しなければならないところ、当該命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名および当該命令等の条項が明示されたものでなければならない。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題 14 行政不服審査法が定める不服申立てに関する記述として、妥当でないものはどれか。

- 1 行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。
- 2 最高裁判所の判例によれば、処分に対する審査請求は、処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者がこれを行うことができる。
- 3 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、不作為庁に対して再調査の請求をすることができる。
- 4 審査請求は、原則として、処分庁または不作為庁の最上級行政庁に対して行うことを要する。
- 5 処分庁に上級行政庁がない場合、処分庁に対して再調査の請求をすることはできない。

問題 15 処分の名宛人Aが、処分庁Bの上級行政庁Cに対して審査請求を行った場合における執行停止に関する次の記述のうち、行政不服審査法の定めに照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが執行停止を申し立てた場合、Bは、必要があると認める場合には、執行停止をすることができる。
- 2 Cは、Aが執行停止を申し立てない場合に執行停止をすることはできない。
- 3 Cは、Aに対する処分の効力、処分の執行または手続の続行の一部のみについて、執行停止をすることはできない。
- 4 Cは、Aに対する処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、Aからの申立ての有無を問わず、執行停止をしなければならない。
- 5 Aが執行停止を申し立て、Cが、執行停止をとる場合、処分の効力の停止は、処分の執行または手続の続行の停止によって目的を達することができるときは、することができない。

問題 16 行政不服申立ての審理等に関する次の記述のうち、行政不服審査法（以下「法」という。）の定めに照らし、妥当なものはどれか。

- 1 審査請求書に補正すべき不備があるものの、審査請求人が法の定める期間内に不備を補正しないため、審査庁が、裁決で、当該審査請求を却下する場合であっても、審理員を指名する必要がある。
- 2 審査庁は、審査庁に所属する職員であって、審理員となるべき者の名簿に記載されている者のうちから審理員を指名しなければならない、審理員となるべき者の名簿に記載されていない者を審理員に指名した場合、当該指名は違法性を帯びる。
- 3 審理員は、相当の期間を定めて、審査請求人に対し、弁明書の提出を求める。
- 4 審理員は、審査請求人および参加人の申立てがなくとも、審査請求人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審理員意見書を作成しなければならない、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

問題 17 取消訴訟の原告適格に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

ア 公衆浴場の営業許可に関する距離制限規定が、主として国民保健および環境衛生の維持や向上を目的としていると認められる場合であっても、近隣で同種の営業を営む既存業者は、競争激化による不利益を理由として当該許可の取消しを求める原告適格を有する。

イ 開発区域内の土地が、都市計画法 33 条 1 項 7 号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には、がけ崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

ウ 地方鉄道の運賃改定の認可処分について、当該鉄道の沿線住民であり日常的に当該鉄道を利用する者は、運賃値上げにより直接的な経済的負担を強いられ、財産権という法律上の利益が害されることから、当該認可処分の取消しを求める原告適格を有する。

エ 航空法に基づく定期航空運送事業免許の付与処分について、当該航空路線の開設により航空機騒音による社会通念上著しい障害を受けるおそれのある空港周辺住民であっても、当該障害は事業者に対する民事的請求により除去されるべきものであるから、当該処分の取消しを求める原告適格を有しない。

オ 文化財保護法に基づく史跡の指定解除処分について、当該史跡を専門的に研究する学者には学問研究の自由に由来する法律上の利益が帰属するため、当該処分の取消しを求める原告適格が認められる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 18 抗告訴訟の当事者適格および原告適格に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 取消訴訟の原告適格は、処分または裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に認められるが、最高裁判所の判例は、ここにいう「法律上の利益」とは、法律上保護された利益のほか、法律上保護に値する利益も含むものと解している。
- 2 建築基準法上の指定確認検査機関として指定を受けた民間企業が行った建築確認について取消訴訟を提起する場合、当該民間企業を被告とすることになる。
- 3 A県に所属する行政庁Bが行った処分について取消訴訟を提起する場合、訴状には、被告としてA県を記載することになるので、訴状に処分を行った行政庁Bを記載する必要はない。
- 4 最高裁判所の判例の趣旨によれば、ある処分または裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者であっても、当該処分もしくは裁決の存否またはその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものでなければ、無効等確認の訴えの原告適格は認められない。
- 5 ある処分を求める申請に対する不作為の違法確認の訴えは、当該処分の申請をした者だけでなく、当該処分について法律上の利害関係を有する者も提起することができる。

問題 19 処分を対象とする義務付けの訴えに関する次の記述のうち、行政事件訴訟法の定めに照らし、妥当なものはどれか。

- 1 非申請型の義務付けの訴えは、行政庁が特定の者に対し、法令に違反する行為の是正を命ずる処分をすべきであるにもかかわらず、これをしない場合に限り提起することができる。
- 2 非申請型の義務付けの訴えが適法に提起され、審理の結果、当該義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められず、また、行政庁がその処分をしないことが裁量権の逸脱・濫用になるとまでは認められない場合であっても、行政庁が処分をすることが原告の法律上の利益の確保または実現に資すると認められるときにおいては、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をすることができる。
- 3 申請型の義務付けの訴えは、法令に基づく申請を却下しまたは棄却する旨の処分がされた場合において、当該処分が取り消され、または無効もしくは不存在である場合に提起できるのであって、当該処分が取り消されるべきものであるが、まだ取り消されていない場合には提起することができない。
- 4 申請型義務付けの訴えが無効等確認の訴えと併合提起された場合、弁論および裁判は、分離しないでしなければならないので、無効等確認の訴えについてのみ先に終局判決を行うことは許されない。
- 5 義務付けの訴えが適法に提起され、その義務付けの訴えに係る処分がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、仮の義務付けをすることができるが、仮の差止めにおいても、差止めの訴えに係る処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえることが要件とされている。

問題 20 国家賠償法 1 条に基づく責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 巡査が、制服を着用し、警察官の適法な職務執行であるかのように被害者から犯罪の証拠物としてその所持品を預かり、これを不法に領得するため所持の拳銃で被害者を射殺した場合、当該巡査が当初からもっぱら自己の利益をはかる目的で行動していたのでなければ、国家賠償法 1 条にいう、公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合に当たる。
- 2 未決勾留による拘禁関係も、当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上の安全配慮義務を負うべき特別な社会的接触の関係であるから、国は、拘置所に収容された被勾留者に対して、その不履行が損害賠償責任を生じさせることとなる信義則上の安全配慮義務を負う。
- 3 刑事事件において無罪の判決が確定した場合、被疑者・被告人であった者が殊更に自己が犯人であると偽っていたような場合を除き、起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留の全部または一部が違法となり、被疑者・被告人であった者は、国家賠償請求をすることが可能となる。
- 4 逮捕状は発付されたが、被疑者が逃亡中のため、逮捕状の執行ができず、逮捕状の更新が繰り返されているにすぎない時点で、被疑者の近親者が、被疑者のアリバイの存在を理由に、逮捕状の請求、発付における捜査機関または令状発付裁判官の被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があったとする判断の違法性を主張して、国家賠償を請求することは許されない。
- 5 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法 1 条 1 項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけではないが、瑕疵ある判決を行ったことについて裁判官に故意または重過失が認められる場合には、これによって損害を被った者は、国家賠償請求が可能である。

問題 21 国家賠償法 2 条 1 項に基づく責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 河岸に接して堆積土があり、その上で遊んでいた 6 歳の児童が水中に転落して死亡した場合において、河川への転落事故を防止するため防護柵などが設置されていたのに、当該児童が防護柵を乗り越え堆積土に降りるなどした結果、河川に転落して死亡した場合において、当該児童の行動が河川管理者において通常予測できなかったのであれば、河岸の管理に瑕疵は認められない。
- 2 満 9 歳の小学生が大阪城の外堀に転落して溺死した事故につき、事故現場付近では自由に当該外堀の縁まで近づくことができる状況にあった場合、当該外堀付近が特別史跡に指定されており、事故は当該小学生が水面から約 2 メートルの高さの垂直の石垣を降りて下方でザリガニを取ったのち石垣を登ろうとして足を滑らせたために起きたものであるとしても、当該外堀の設置、管理に瑕疵が認められる。
- 3 洪水により決壊した堤防の背後に設置された仮堤防が約 1 年後に前年をはるかに上回る豪雨のため破堤したとしても、その設置に当たりそのような連年の災害を受ける危険を予測しなかったことに無理からぬ事情があり、当該仮堤防が本堤防完成までの 2 年間の出水に対処する目的で応急対策として短期間に築造された仮の施設であって、時間的、財政的および技術的制約のもとでの同種・同規模の河川に同趣旨で設置する仮堤防の設計施工上の一般水準ないし社会通念に照らして是認することができるときは、その断面・構造に河川管理の瑕疵があるとはいえない。
- 4 点字ブロック等の新たに開発された視力障害者用の安全設備が日本国有鉄道（当時）の駅のホームに敷設されていないことが国家賠償法 2 条 1 項にいう設置または管理の瑕疵に当たるか否かを判断するにあたっては、その安全設備が、相当程度標準化されて普及しているかどうか、視力障害者の事故発生の危険性の程度、事故を未然に防止するため右安全設備を設置する必要性の程度および右安全設備の設置の困難性の有無等の諸般の事情を総合考慮することを要する。
- 5 幅員 7.5 メートルの国道の中央線近くに故障した大型貨物自動車が約 87 時間駐車したままになっていたにもかかわらず、道路管理者がこれを知らず、道路の安全保持のために必要な措置を全く講じなかったという事実関係のもとにおいては、道路の管理に瑕疵があるというべきである。

問題 22 普通地方公共団体の議会に関する次の記述のうち、地方自治法（以下「法」という。）の定めに照らし、妥当なものはどれか。

- 1 都道府県の議会の議員の定数は、法により、80 人以上 120 人未満の範囲において、条例で定めるものとされている。一方、市町村の議会の議員の定数は、法においては特に定められておらず、条例で定めるものとされている。
- 2 都道府県の議会の議員は、衆議院議員または参議院議員と兼ねることができないが、市町村の議会の議員は、衆議院議員または参議院議員と兼ねることも許される。
- 3 都道府県の議会の議員も市町村の議会の議員も、その任期は4 年である。
- 4 都道府県は必ず議会を置かなければならないが、市町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
- 5 都道府県の議会にも市町村の議会にも、条例の定めるところにより、事務局を置かなければならない。

問題 23 普通地方公共団体の長と議会の関係に関する次の記述のうち、地方自治法の定め
に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 予算の調整と議決は議会がこれを行い、予算の執行は長がこれを行う。
- 2 長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、一定の日までに、
当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。
- 3 長に事故があるとき、または長が欠けたときは、議会の議長がその職務を代理す
る。
- 4 議会において長の不信任の議決をしたときは、長は、その通知を受けた日から 10
日以内に議会を解散することができるが、その解散後初めて議会が招集された場合
には、長は、その職を失う。
- 5 議会において長の不信任の議決をする場合、議員数の過半数以上の者が出席し、
その 4 分の 3 以上の者の同意が必要である。

問題 24 公有財産に関する次の記述のうち、地方自治法の定めに照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 公有財産とは、およそ普通地方公共団体の所有に属する財産のことをいい、公用車などの動産や不動産のほか、地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利や特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を広く含む。
- 2 公有財産は、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産である行政財産と、行政財産以外の一切の公有財産である普通財産とに分類される。
- 3 公有財産に関する事務に従事する職員が、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、または自己の所有物と交換した場合、その行為は無効となる。
- 4 行政財産は、原則として、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、信託し、これに私権を設定することができないが、普通財産は、これらの行為の客体とすることができる。
- 5 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

問題 25 行政庁 A が B に対して行政指導を行う場合に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 A が許認可等をする権限を有する行政機関であり、当該権限を行使することが可能であって、かつ、行使する意思がある場合、A が当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより B に当該行政指導に従うことを余儀なくさせることは、行政手続法により禁止されている。
- 2 建築確認申請に係る建築物の建築計画をめぐり建築主である B と付近住民との間に紛争が生じ、A から建築主に対し、付近住民と話し合いを行って円満に紛争を解決するようにとの内容の行政指導が行われ、B が任意に行政指導に応じて付近住民と協議をしている場合、そのことを理由として、建築主事が申請に係る建築計画に対する確認処分を留保することは許されない。
- 3 A の行政指導を受けた B がその内容について不服を抱いた場合、B は、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができる。
- 4 A が B に対して行った行政指導に誤りがあり、B がこれにより損害を被った場合、B は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき損害賠償請求を行うことが可能である。
- 5 A の行政指導を受けた B は、当該行政指導がどのようなものであったとしても、行政事件訴訟法に基づき取消訴訟を提起することはできない。

問題 26 個人である A が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づき、行政機関の長である B に対して開示請求をする場合に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 A は、A の氏名、住所または居所と開示を求める行政文書の名称などの行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出しなければならない、口頭で開示請求をすることはできない。
- 2 B は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合には、不開示情報の種類を問わず、当該行政文書を開示することはできない。
- 3 B は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合には、その裁量的判断により、当該行政文書の開示を拒否するか、または当該部分を除いた部分だけを開示する。
- 4 B は、開示請求を拒否する場合、行政手続法の規定によりその理由を提示しなければならない、また、開示請求に係る行政文書が存在しない場合にはその旨を理由として答えることになるので、A は、当該行政文書の存否は必ず知ることができる。
- 5 B が開示請求に係る行政文書を A に閲覧させる方法で開示する場合、B は、特に原本を開示する必要があると認められる場合以外は、写しを閲覧させることにより開示を実施することができる。

問題 27 Aが制限行為能力者であり、BがAの行為能力の制限に応じてAを保護する者である場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 Aが被補助人である間にBの同意がなければできない法律行為をした場合において、当該行為の相手方は、Aが事理を弁識する能力を回復したことを理由に補助開始の審判が取り消された場合、Aに対し、1か月以上の期間内に当該法律行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、Aが当該期間内に確答を発しないときは、当該法律行為を追認したものとみなされる。
- 2 Aが成年被後見人である場合、後見開始の審判を受けた時点でAは精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったはずである。
- 3 Aが被保佐人または被補助人である場合、Bが特定の法律行為についてAを代理するには、Aから授權を受けるかまたは家庭裁判所から代理権を付与する旨の審判を受けなければならない。
- 4 Aが成年被後見人である場合、Bは、Aに代わって、Aの居住の用に供する建物またはその敷地を売却するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 5 Aが未成年者である場合、Aは、Bが目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において自由に処分することができるが、Bがある財産の処分を許したものの、その目的を定めなかった場合、当該財産を自由に処分することはできない。

問題 28 Aの行為が無権代理であるか否かに関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AがBに土地を売り、CがAとB双方を代理して当該土地の所有権移転登記の申請を行った場合、当該申請は無権代理行為ではない。
- 2 AがBから骨董品の買付の代理権を付与され、Cからある骨董品を購入したが、その際、AはBを代理する意思を有しつつも、うっかりA名義で購入し、Cは、AがBを代理する意思で購入したことを過失なく知らなかった。この場合、当該購入は無権代理行為ではない。
- 3 Aは不在者Bの財産の管理人であり、B所有の居宅を管理していたが、地震が到来すると予想し、Bが損害を被ることを回避するため、当該家屋を売却した。当該売却は無権代理行為である。
- 4 Aが自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合、当該行為は無権代理行為であるが、その相手方がAの目的を過失なく知らなかったときは、無権代理行為ではない。
- 5 BがCに売却した不動産について、AはBからその所有権移転登記の申請を行う代理権を付与されたが、Bの代理人AとしてDに対して当該不動産を売却した場合、当該売却は無権代理行為であるが、Dが、Aに当該売却を行う権限があるものと信じ、そのことに正当な理由があるときは、Dは、当該売却の効果がBに帰属すると主張することができる。

問題 29 不動産物権変動と第三者に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 制限行為能力者であることを理由とする契約の取消しと債務不履行を理由とする契約の解除は、いずれも契約を遡及的に無効にする点で共通しており、その効果に対抗できない取消しまたは解除前の第三者の範囲も、善意であるか否かを問わず、引渡しまたは登記を備えているか否かによって画一的に判断される。
- 2 AがBの詐欺を理由にBとの土地売買契約を取り消した場合、その取消しの意思表示の後に当該土地をBから買い受けた第三者Cに対し、Aは、登記なくして所有権の復帰を対抗することができる。
- 3 AがBとの土地売買契約をBの債務不履行を理由に解除した場合、その解除後にBから当該土地を買い受けて所有権移転登記を備えた第三者Cに対して、Aは、契約を解除して土地の明渡しを求めることができる。
- 4 AによるB所有地の取得時効が完成する前に、Bがその土地をCに売却してCが所有権移転登記を備えた場合、その後Aの取得時効が完成しても、Aは、Cに対して時効による所有権の取得を対抗することはできない。
- 5 AによるB所有の取得時効が完成した後、Bが当該土地をCに売却してCが所有権移転登記を備えた場合、Aは、時効完成を援用したとしても、Cに対して時効による所有権の取得を対抗することができない。

問題 30 Aが、B所有の財物甲を、何らの権限なく自己の所有物としてCに譲渡して引き渡した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 財物甲が不動産である場合、CがAの無権利を過失なく知らなかったとしても、Cが財物甲を即時取得する余地はない。
- 2 AのCに対する譲渡が贈与であった場合であっても、CがAの無権利を過失なく知らなかった場合、Cは財物甲が動産であれば、これを即時取得できる。
- 3 Cが即時取得により財物甲を取得したとBに主張する場合、Bにおいて、Cが譲渡を受けた時点でAの無権利を知っていたか、または過失により知らなかったことを証明する責任を負う。
- 4 AからCへの財物甲の引渡しの方法が占有改定であっても指図による占有移転であっても、Cが財物甲を即時取得できるかどうかの結論に影響を及ぼさない。
- 5 Aが財物甲をBから盗み出し、これをCに譲渡して現実に引き渡していた場合、CがAの無権利を過失なく知らなかったとしても、Bは、盗まれた日から2年間であれば、Cに対し、財物甲の返還を請求することができる。

問題 31 債権者Aが、債務者Bが受益者Cとの間で行った法律行為（以下「本件法律行為」という。）について詐害行為取消権を行使しようとしている場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 Aは、BがAを害することを知って本件法律行為を行ったことを知った時から1年後にCに対して本件法律行為を詐害行為として取り消す旨の通知を行い、3年後にCを被告として詐害行為取消訴訟を提起した場合、Aの請求が認められる余地はない。
- 2 本件法律行為がB所有の土地を目的物とする売買であり、BがCから相当な代金の支払いを受けていた場合、本件法律行為をした当時において、Bが、隠匿等の処分をする意思を有していなかったのであれば、Aは、詐害行為取消権を行使することはできない。
- 3 本件法律行為がBがCに対して負う弁済期が到来した金銭債務の弁済であった場合、本件法律行為をした当時において、当該行為によりAが害されることについてB、Cいずれも悪意だったのであれば、BとCとの間において通謀がなかったとしても、Aは、詐害行為取消権を行使することができる。
- 4 本件法律行為についてAが詐害行為取消訴訟を提起する場合、Bを被告とする必要はない。
- 5 本件法律行為がB所有の宝石を目的物とする贈与であり、BがCにその宝石を引き渡していた場合、Aは、詐害行為取消訴訟を提起して、本件法律行為の取消だけでなく、その宝石の返還をも請求することができる。

問題 32 債権譲渡に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、債権の発生後に譲渡人が通知した時点から、発生した債権を取得する。
- 2 ある債権について、債権者と債務者が譲渡制限の意思表示をした場合において、当該債権が譲渡されたときには、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人に対しては、債務者は、債権譲渡が無効であると主張することができる。
- 3 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡された場合、金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときはその債権の全額に相当する金銭を、それ以外の給付を目的とする債権が譲渡されたときは当該給付の目的物を、債務の履行地の供託所に供託することができる。
- 4 甲債権について、債権者と債務者が譲渡制限の意思表示をした場合において、譲渡制限の意思表示がされたことを知って甲債権を譲り受けた者の債権者が甲債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができる。
- 5 債権がAに譲渡され、譲渡人が債務者に対して確定日付のある証書によらずに通知を行い、その弁済前に当該債権が他の者Bに譲渡され、譲渡人が債務者に対して確定日付のある証書で通知した場合、債務者は、Aから弁済を求められた場合、これを拒むことができない。

問題 33 弁済に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 債務の弁済として給付をした者が、給付時に債務が存在しないことを知っていたときであっても、強制執行を避けるために給付したのであれば、給付したものの返還を請求することができる。

イ 差押えを受けた債権の第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

ウ 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。また、債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

エ 弁済について正当な利益を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができないが、債権者の意思に反して弁済することはできる。

オ 弁済について正当な利益を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができないが、債務者の意思に反することを当該弁済者が知らなかったときは、弁済することができる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題 34 不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 子が不法行為の被害を受けたとしても、子が死亡しなかった場合、その親は、自己固有の慰謝料を加害者に対して行使することはできない。
- 2 未成年者は、他人に損害を加えた場合であっても、その行為について賠償の責任を負うことはない。
- 3 契約上、元請負人が下請負人に対して指揮監督する権利を保有する場合には、元請負人は、下請負人が工事に際して行った不法行為について、使用者責任を負う。
- 4 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うが、注文または指図について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、例外的に損害を免れる。
- 5 土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の所有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負うが、所有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、占有者がその損害を賠償しなければならない。

問題 35 実子および養子に関する次のアからオまでの各記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 特別養子縁組が成立した場合、養子と実方の父母およびその血族との親族関係は、原則として終了する。

イ 普通養子縁組が成立した場合、養子は実方の父母との親族関係を維持するが、実方の父母の相続権は、縁組の成立によって当然に消滅する。

ウ 父が嫡出でない子を認知した場合、その認知の効力は、子の出生の時にさかのぼって生ずる。

エ 特別養子縁組において養親となる者は、配偶者のある者でなければならないが、夫婦はともに 20 歳以上であれば、養親となることができる。

オ 成年に達しない子が普通養子縁組によって養子となった場合、養親が親権者となるが、実方の父母も養親と共同して親権を行う。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題 36 商人の営業を代理または媒介する者に関する次の記述のうち、商法に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上の行為と裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 商人が支配人を選任または解任したときは、その登記をしなければならない。
- 3 物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、相手方が悪意である場合を除き、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなされる。
- 4 代理商とは、ある商人の使用人であって、その商人のためにその平常の営業の部に属する取引の代理または媒介をする者をいう。
- 5 代理商は、当事者が別段の意思表示をしたときを除き、取引の代理または媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。

問題 37 A社からB社に対する事業の譲渡に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

- ア B社がA社の商号を引き続き使用する場合には、B社も、A社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。
- イ B社がA社の商号を引き続き使用せず、かつ、B社がA社の債務を引き受けていない場合においても、B社が、A社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、A社の債権者は、B社に対して弁済の請求をすることができる。
- ウ A社からB社への事業譲渡が、B社に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害する場合、A社とB社いずれもがこれを知ったうえで事業譲渡を行った場合であれば、残存債権者は、B社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- エ A社とB社がいずれも株式会社であり、A社が事業の重要な一部をB社に譲渡する場合、A社とB社いずれにおいても株主総会決議による承認を得る必要がある。
- オ B社がA社の特別支配会社である場合において、A社が事業の全部をB社に譲渡する場合、A社とB社いずれにおいても株主総会決議による承認を得る必要はない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

問題 38 株式会社である A 社（定款において、累積投票により取締役を選任することを排除している。）における取締役または取締役会の設置に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、A 社は、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社ではない。

- 1 発行可能株式の一部に譲渡制限株式ではないものが含まれる A 社は、定款において、取締役が株主でなければならない旨を定めることができない。
- 2 A 社は、経営コンサルタント会社である B 社をその取締役に選任することができる。
- 3 A 社が取締役会を設置する場合、取締役に 2 名確保すれば足りる。
- 4 A 社が定款に特に定めを置かなかった場合、A 社の取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなる。
- 5 A 社が取締役を解任する場合、株主総会の特別決議が必要になる。

問題 39 新株予約権に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 公開会社が、株主以外の者に対して特に有利な払込金額をもって新株予約権を発行する場合であっても、株主総会の普通決議による授權があれば、取締役会の決議のみで発行することができる。
- 2 新株予約権の行使に際して金銭以外の財産を出資の目的とすること（現物出資）は、手続が複雑になるため、会社法上認められていない。
- 3 株式会社が自己の新株予約権を取得することは、無制限には認められておらず、取得できるのは、取得条項付新株予約権について取得事由が生じた場合や株主総会の決議に基づき全ての新株予約権者との合意によって取得する場合など、会社法で定められた場合に限られる。
- 4 新株予約権は、これを質権の目的とすることができ、その質入れは、質権者の氏名または名称および住所を新株予約権原簿に記載し、または記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- 5 会社が新株予約権を発行する際、その内容として、会社の承認がなければ譲渡ができない旨の制限を付すことは、認められていない。

問題 40 A社が株式交付によってB社の親会社となる場合に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 A社とB社はいずれも、株式会社でなければならない。
- 2 A社はB社との間で株式交付契約を締結しなければならない。
- 3 A社は、A社の株式以外の財産を、B社の株式を取得する対価とすることができる。
- 4 B社の株主は、任意の判断で、A社に株式の譲渡を申し込むかどうかを決めることができる。
- 5 B社が新株予約権を発行している場合、A社は、B社の株式と併せてその新株予約権をも譲り受けることができる。

〔問題 41～問題 43 は択一式（多肢選択式）〕

問題 41 次の文章は、専門学校を設置する者が、あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設で視覚障害者以外の者を養成するものについての認定を申請したところ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定（以下「本件規定」という。）により、上記認定をしない処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件規定は憲法 22 条 1 項等に違反して無効であると主張した事案における最高裁判所の判決文の一部である。空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

本件規定は、その制定の経緯や内容に照らせば、障害のために従事し得る職業が限られるなどして経済的弱者の立場にある視覚障害がある者を保護するという目的のため、あん摩マッサージ指圧師について、その特性等に着眼して、一定以上の障害がある視覚障害者の職域を確保すべく、視覚障害者以外の者等の に係る規制を行うものといえる。上記目的が に合致することは ところ、当該目的のためにこのような規制措置を講ずる必要があるかどうかや、具体的にどのような規制措置が適切妥当であるかを判断するに当たっては、対象となる社会経済等の実態についての正確な基礎資料を収集した上、多方面にわたりかつ相互に関連する諸条件について、将来予測を含む専門的、技術的な評価を加え、これに基づき、視覚障害がある者についていかなる方法でどの程度の保護を図るのが相当であるかという、社会福祉、社会経済、国家財政等の国政全般からの総合的な政策判断を行うことを必要とするものである。このような規制措置の必要性及び合理性については、 の政策的、技術的な判断に委ねるべきものであり、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重すべきものと解される。

（最判令和 4 年 2 月 7 日民集第 76 巻 2 号 101 頁）

1 明らかでない	2 身体障害を負う者	3 立法府	4 一応認められる
5 厚生労働省	6 公共の福祉	7 法秩序	8 職業の自由
9 学問の自由	10 考慮して	11 行政府	12 明らかである
13 専門学校の自治	14 内閣総理大臣	15 認めがたい	16 財産権保障
17 大学の自治	18 地方公共団体	19 国民	20 財産権

問題 42 次の文章の空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

取消訴訟において、取消しを求める行為に ア が認められ、かつ、原告に原告適格がある場合でも、その処分の取消しを求める必要性がなければ訴えは イ される。これを「（狭義の）訴えの利益」という。

例えば、ウ に公的な施設の利用を申請したものの不許可とされた場合において、不許可処分の取消訴訟を提起した後にその ウ が経過した場合、取消訴訟の意味は失われる（最判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1561 頁）。

ただし、訴えの利益は、処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においても、なお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるのであれば、否定されない。

最高裁判決は、免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、免職処分が取り消されたとしてももはや公務員たる地位は回復できないものの、免職処分が取り消されると、免職処分の日から立候補届出の日までの エ が回復されることを理由に、訴えの利益が認められるとした（最大判昭和 40 年 4 月 28 日民集 19 卷 3 号 721 頁）。

- | | | | |
|----------|--------|-----------|-----------|
| 1 適法性 | 2 却下 | 3 法定期限 | 4 プライバシー権 |
| 5 緊急性 | 6 執行停止 | 7 棄却 | 8 特定の日時 |
| 9 主張適格 | 10 併合 | 11 時効期間 | 12 参政権 |
| 13 処分性 | 14 審査 | 15 6 か月以内 | 16 被選挙権 |
| 17 給料請求権 | 18 名誉権 | 19 1 年以内 | 20 配慮 |

問題 43 次の文章は、国民審査法が在外国民に最高裁判所裁判官の審査権（以下「審査権」という。）の行使を全く認めていないことを違憲と判断した最高裁判所の判決文の一部である。空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

投票用紙の調製や投票の方式に関する取扱い等を前提とすると、国民審査法の改正の前後を問わず、在外審査制度を創設することについては、在外国民による国民審査のための期間を十分に確保し難いといった運用上の ア があることを否定することができない。

しかしながら、審査権と同様の性質を有する イ については、在外選挙制度の下で、現に複数回にわたり国政選挙が実施されていることも踏まえると、上記のような ア のほかに在外審査制度を創設すること自体について特段の ウ があるとはいいい難い。

具体的な方法等のいかに問わず、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための エ をとることが、事実上不可能ないし著しく困難であるとは解されない。そうすると、在外審査制度の創設に当たり検討すべき課題があったとしても、在外国民の審査権の行使を可能にするための エ が何らとられていないことについて、やむを得ない事由があるとは到底いうことができない。

（最大判令和4年5月25日民集第76巻4号711頁＜文章を一部修正した＞）

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 行政上の配慮 | 2 国際法上の制約 | 3 技術的な困難 | 4 臨時立法 |
| 5 司法的救済 | 6 賠償ないし保証 | 7 選挙権 | 8 克服困難な課題 |
| 9 専門的判断 | 10 違憲の疑義 | 11 立法措置 | 12 正当化事由 |
| 13 重大な問題点 | 14 選挙公約 | 15 参政権 | 16 憲法改正権 |
| 17 立法権 | 18 法律上の障害 | 19 社会通念 | 20 制度的な制約 |

[問題 44～問題 46 は記述式（字数には、句読点も含む。）]

問題 44 Xは、Y県内に産業廃棄物処理施設の設置を計画し、Y県知事に対して設置許可を申請したが、Y県知事は、同法所定の要件を満たさないとして、申請に対し拒否処分をした。これを不服としたXは、申請拒否処分の取消訴訟を提起したが、本来、被告をY県とすべきところ、Y県知事を被告としてしまった。

このような場合において、裁判所が、どのようなときに、どのような手続きにより、被告を変更することを許すことができるかについては、行政事件訴訟法 15 条に規定がある。

行政事件訴訟法

第 15 条 1 項

取消訴訟において、原告が〔 〕、決定をもって、被告を変更することを許すことができる。

上記の〔 〕に入る適切な文章を 40 字程度で記述しなさい。

【解答欄】

10

15

問題 45 BはAに無断でAの代理人であると偽り、A所有の甲土地をCに売却する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。Cは、本件契約を取り消さずに、甲土地を購入したいと考えている。この場合において、Cは、Aに対して、どのようなことをすることができるか。「Cは、Aに対して、」に続けて、民法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい。（「Cは、Aに対して、」は、40字程度の字数には入らない）。

なお、Aに対する表見代理の主張は考慮しないものとする。

【解答欄】

Cは、Aに対して、

10

15

問題 46 Aは、甲建物の唯一の所有者にして居住者であったBが行方不明となり、甲建物が十分に戸締りもされず、また、電気、ガスおよび水道も通ったまま放置されていたことから、Bのために甲建物を管理し始めた。その後、Aが調査した結果、Bはどこかで生存しているが連絡を取ることはできないこと、Bには法定代理人は存在しないことが分かった。この場合において、Aは、原則として、いつまで甲建物の管理を継続する必要があるか。また、原則として甲建物の管理を継続しなければならない期間内において、どのような事情（複数考えられる場合には、1つのみ挙げればよい。）が判明すれば、例外的に甲建物の管理は不要となるか。40 字程度で記述しなさい。

【解答欄】

10

15

基礎知識 [問題 47～問題 60 は択一式(5 肢択一式)]

問題 47 日本の少子高齢化社会に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 平均寿命とは、その年に生まれた 0 歳児が、平均して何歳まで生きるかを推測した数値のことをいう。
- 2 2023 年の出生数は 72 万 7,288 人であり、前年より 4 万 3,471 人減少し、統計開始以来、最少を更新した。
- 3 2023 年に方針として掲げられた「異次元の少子化対策」では、年 3.6 兆円規模の「加速化プラン」を策定し、2024 年度からの 3 年間で集中的に取り組むこととされた。
- 4 「異次元の少子化対策」の財源の 1 つとして創設された「子ども・子育て支援金制度」は、2026 年度から段階的に始める計画であり、高齢者や企業も負担する。
- 5 2025 年には、団塊ジュニア世代が全員 65 歳以上になり、高齢者人口がピークを迎える。

問題 48 日本における共生社会に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 国内の深刻な人手不足に対応するため創設された「育成就労制度」は、技能が未熟な外国人労働者を受け入れる新制度であり、人材育成による国際貢献を目的としている。
- イ 戸籍上性別が同じカップルをパートナーとして公的に認定する「パートナーシップ制度」は、法的拘束力が発生する点に特徴があり、現在多くの地方自治体で導入が進められている。
- ウ 2024 年 4 月、障害者差別解消法^{*1}が改正され、これまで国や地方自治体にのみ義務付けられていた合理的配慮の提供が、民間事業者へと拡大された。
- エ 夫婦同姓を義務付けている国は世界的に見ても日本のみであり、国内外からは選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が出ている。
- オ 2019 年に施行されたアイヌ施策推進法^{*2}では、アイヌ民族が求める「先住権」の保障が明記された。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

(注) *1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

*2 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

問題 49 日本における子どもの教育制度・施策に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 インクルーシブ教育とは、障害者支援のため、障害のある子どもを地域の普通学級ではなく、特別支援教育で教育をすることをいう。
- 2 2023 年度に不登校とされた小中学生は約 34 万人であり、10 年ぶりに減少した。
- 3 2024 年 6 月、こども性暴力防止法*が成立し、学校などが職員を採用する際に、性犯罪歴のある者を子どもと直接かかわる仕事に就かせないようにする「日本版 DBS」が導入された。
- 4 2023 年、子ども政策を一元的に担うこども家庭庁が発足し、文部科学省が所管する幼稚園と厚生労働省が所管する保育所の機能を一体化する「幼保一元化」が実現した。
- 5 2023 年度に小中学校、高校、特別支援学校に認知されたいじめの件数は約 73 万件であり、過去最低を記録した。

(注) * 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

問題 50 日本の働き方改革に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 2024 年 4 月、残業時間の上限規制について、これまで適用対象外とされてきたトラック・バスの運転手や医師、建設業従事者などにも拡大された。
- イ 2024 年度の女性管理職の割合は平均 10.9%で、過去最高を更新した。
- ウ 女性の年齢階級別正規雇用比率が 25～29 歳をピークに低下し、30 代、40 代などは、非正規雇用が中心で推移することを「M 字カーブ」という。
- エ 2023 年度に育児休業を取得した男性は 50%を超え、11 年連続で上昇した。
- オ 企業の努力義務として働き方改革関連法に盛り込まれている「勤務間インターバル」は、近年大企業を中心に導入が進んでおり、2023 年度は初めて 10%を超えた。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題 51 日本の産業構造に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 2024 年の春闘では、大企業の好業績を背景にベースアップなどの大幅な賃上げが実現し、実質賃金とともに 33 年ぶりの高水準を記録した。
- 2 日本を訪れる外国人旅行者については、2024 年には約 3,686 万人を記録したが、未だ新型コロナウイルスの流行前の 2019 年を下回っている。
- 3 世界的な脱炭素化の流れの中で、日本政府は、2035 年までに国内で販売する新車を全て電動車に切り替え、ガソリンだけで走る車の販売を禁じる目標を表明した。
- 4 日本政府は、2020 年の閣議決定で食料自給率を 2030 年度までに 45%とする目標を掲げているが、2024 年に初めて 40%を超えた。
- 5 自動運転レベルについて、現在の日本では、レベル 5 対応車の公道走行が可能となっている。

問題 52 行政書士法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政書士が補助者を置いたときは、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない。
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
てから 5 年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しない。
- 3 社会保険労務士となる資格を有する者は、行政書士となる資格を有している。
- 4 行政書士としての登録の有効期間は 3 年であり、3 年を経過した時点ごとに登録
の更新がなされる。
- 5 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた
報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載し、この帳簿
をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から 3 年間保存しなければならない。

問題 53 戸籍法に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 帰化をした者は、帰化の告示の日から 14 日以内に、帰化の届出をしなければならない。
- イ 何人も、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。
- ウ 戸籍に関する届出は、書面又は口頭でこれを行うことができる。
- エ 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から 14 日以内に、これを行わなければならない。
- オ 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤もしくは遺漏があることを発見した場合には、利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

- 1 ア・エ
- 2 イ・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題 54 住民基本台帳法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 この法律は、日本国籍を有する者のみに適用される。
- 2 届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。
- 3 転入をした者は、転入をした日から 30 日以内に、市町村長に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事又は機構による本人確認情報の開示については、開示請求の書面が事務所に到達した日から起算して 30 日以内にしなければならない。
- 5 世帯主や世帯の構成の変更がある場合には、あらかじめ当該事実を市町村長に届け出なければならない。

問題 55 次の文章の空欄 ア ～ オ に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

ロシアによるウクライナへの侵攻、重要インフラに対する国境を越えたサーバー攻撃や偽情報の拡散等、我が国を取り巻く国際情勢は複雑化している。このような中、2022年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律においては、特定社会基盤役務の提供の確保に関する制度の対象となり得る事業分野として「電気通信事業」「放送事業」「ア」が挙げられており、今後同制度が実効的に運用されるよう、着実に取り組むこととしている。今後も国際社会と連携しつつ、強靱なイインフラの構築、サイバーセキュリティやウの強化などに取り組んでいく必要がある。

また、気候変動問題が深刻化する中、我が国は、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、エの実現を目指すことを宣言しており、その後2021年6月に策定された「オ」において、情報通信産業のグリーン化について①デジタル化によるエネルギー需要の効率化・省CO2化の促進と、②デジタル機器・情報通信産業自身の省エネ・グリーン化の二つのアプローチを両輪として推進するとされている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	運輸事業	ICT	サプライチェーン	ゼロエミッション	国土強靱化計画
2	郵便事業	ICT	グリーンベルト	カーボンニュートラル	成長戦略実行計画
3	郵便事業	ICT	サプライチェーン	カーボンニュートラル	成長戦略実行計画
4	郵便事業	社会	グリーンベルト	ゼロエミッション	国土強靱化計画
5	運輸事業	社会	サプライチェーン	ゼロエミッション	成長戦略実行計画

問題 56 情報通信用語に関する次の記述のうち、妥当なものの組み合わせはどれか。

- ア 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者を「OTT」という。
- イ 災害やテロ、システム障害などの緊急事態に備えて、事業の継続や早期復旧を図る計画のことを「BCP」という。
- ウ 情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることをあわすことを「アクセシビリティ」という。
- エ 企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のことを「CFO」という。
- オ 情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築する高度道路交通システムのことを「ISP」という。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題 57 個人情報保護法*に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組み合わせはどれか。

- ア 個人情報保護法は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するなど、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- イ 個人情報保護制度については、現在、個人情報保護法のみならず、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律で運用されている。
- ウ 個人情報保護法の基本理念は、国や地方公共団体の行政機関についても適用される。
- エ 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるものとする。
- オ 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

(注) * 個人情報の保護に関する法律

問題 58 本文中の空欄Ⅰ～Ⅴには、それぞれあとのア～オのいずれかの文が入る。その組合せとして妥当なものはどれか。

「太平洋戦争とはいったい何だったのか」、戦後六十年の月日が流れたわけだが、未だに我々日本人はこの問いにきちんとした答えを出していないように思える。

例えば、いくつかの象徴的なことを提示してみよう。

ひとつは夏の甲子園での八月十五日のセレモニー。正午のサイレンに合わせ高校球児たちが一斉に黙禱を捧げる。Ⅰ。しかし、私にはどうにも違和感を覚えてならないのだ。平成に入って生まれた彼らが、本当にその意味を理解しているとは思えない。もう六十年前の戦争にどうして頭を下げなければならないのか。真剣に黙禱する彼らに同情してしまう。無意味な儀式以外の何物でもないように思うのだ。

またこんなことも、私には奇妙に感じられてしまう。広島市の広島平和記念公園にある原爆死没者慰霊碑に記されている「安らかに眠って下さい。過ちは繰返しませぬから」という碑文である。Ⅱ。不思議なことに、この文に主語はない。原爆を落としたのはアメリカであるはずなのに、まるで自分たちが過ちを犯したかのようである。どうして誰も変に思わないだろうか……。

戦後六十年の間、太平洋戦争は様々に語られ、捉えられてきた。しかし私にいわせれば、太平洋戦争を本質的に総体として捉えた発言は全くなかった。Ⅲ——。圧倒的な力の差があるアメリカ相手に戦争するなんて無謀だと、小学生だってわかる歴史的検証さえも充分になされていないのである。

これは一つに、いわゆる平和教育という歴史観が長らく支配し、戦争そのものを本来の“歴史”として捉えてこなかったからだといっていいたいだろう。太平洋戦争を語る際は必ず「侵略」の歴史であるとしなければならず、そして「反戦」「平和」「自由」「民主主義」「進歩」といった美辞麗句をちりばめ、言い換えれば史実の理解もなくやみくもに一元的に語ってきた。Ⅳ。

その結果、日本人全体が、歴史としての「戦争」に対して“あまりに無知”となるに至ったのである。Ⅴ。

(出典 保阪正康著『あの戦争は何だったのか—大人のための歴史教科書—』(新潮新書刊))

ア 知的退廃が取り返しのつかないほど進んでしまった、と私には思われる

イ それで、後は臭いものには蓋と、一切の歴史をそうした枠内に追い込んできた

ウ それは当たり前のように繰り返される「美しい光景」と評されている

エ 何を訴えたいのか、よくわからない

オ 「あの戦争とは何であったのか、どうして始まって、どうして負けたのか」

	I	II	III	IV	V
1	ア	エ	イ	オ	ウ
2	エ	ウ	オ	イ	ア
3	ウ	ア	オ	イ	エ
4	ウ	エ	オ	イ	ア
5	エ	オ	イ	ア	ウ

問題 59 本文中の空欄 に入る文章を、あとのア～オを並べ替えて作る場合、その順序として妥当なものはどれか。

男性脳には、無意識のうちに空間のさまざまな点をちらちら見て、「空間」を把握する癖がある。

長らく狩りをしながら進化してきた男性脳には、自分を取り囲む空間の広さや、そこに配置されているものの位置関係などを無意識のうちに把握しておく習性が刷り込まれている。

しかし、これが、ときに物議を醸す。

先日、行政の婚活事業の一環で行われたカンファレンスで講演させていただいた。

婚活事業で「仲人役」を担っているボランティアのみなさんを対象とした、若い男女を指導するための「男女と女心がどんなところですれ違うか」講座である。

その中で、私はこんなアドバイスをさしあげた。「レストランで、壁際の二人席に座るときは、絶対に女性を壁際に座らせなければならない。男性が壁際に座ると、カップルはうまくいかない」

理由は、壁を背にして座ると、店全体を眺めることになるからだ。男性の目標は、店全体を泳ぎ、扉を開けて入ってきた女性や、テーブル間を動くウェイトレスに、けっこうしっかりと照準を合わせてしまう。

これは、「狩りをしながら進化してきた男性脳」の自然な所作なのだが、ロマンティックモードの女性脳には、「自分に集中してくれない。気のない男」に見えてしまうのである。

(出典 黒川伊保子『夫^{おっと}のトリセツ』から)

ア また、この空間把握力を使って、地図も GPS もない時代に、標識のない荒野をはるばると行き、家族の居所まで帰ってこられたのである。

イ 向こうから飛んでくるものが獲物であれ敵であれ、瞬時に察知して、それが飛んでくる軌跡と時間を、正確に予測しなければならないからだ。

ウ それは、優秀な男性脳の証。危険を察知し、獲物を持って帰るための、戦略力に長けた脳の自然な行為なのである。

エ それが見渡す限り広い開放空間であれ、レストランのような閉じた空間であれ、男性脳の持ち主のすることは変わらない。

オ 目の前に広がる空間をくまなくチラ見して全体を把握し、特に、遠くで動くものには、かなりの集中力で注視する。

- 1 イ → ア → ウ → オ → エ
- 2 ア → エ → イ → オ → ウ
- 3 イ → ア → エ → オ → ウ
- 4 エ → オ → イ → ウ → ア
- 5 ア → オ → イ → ウ → エ

問題 60 本文中の空欄ア～オに入る組合せとして、妥当なものはどれか。

人間が働くことの核にあるものを、人間にとってアな労働である生産活動、とりわけ工場での労働を中心に今まで探って来たのだが、それは直接ものを作る場所において、労働の喜びも、困難も、手応えも、やりきれなさも、そのすべてがもっとも露わに現われると考えたからに他ならない。

そこで今度は、労働の枠をよりイなものに広げ、職業との関係でこの問題を考えてみたい。

あなたの職業はなんですか、と訊ねた場合、会社員です、との答えに接するケースがきわめて多いのは誰もが経験していることだろう。しかしよくいわれるように、この答えは質問に対する正確な回答にはなっていない。「会社員」とは、厳密な意味では職業を示す言葉ではないからである。では職業とはなにか。辞典を開けば、それによって生計をたてていく仕事、といった説明が見られる。つまり、職業とはなんらかの「仕事」を指す言葉であるのに対し、「会社員」とは、「仕事」の行われる形を示すに過ぎない。これでは、たとえば、あなたの主食はなんですか、と質問されたのに、食器で食べます、と答えるようなものだ。「仕事」という言葉には「労働」の匂いが漂っているのに、「会社員」という表現にはむしろウのイメージの方が強い。

今日では、大学を卒業した大部分の人々は企業（公企業と私企業があるが、以下「会社」を企業の代表として考えをすすめることにする）にはいることによって職業を得る。つまり、会社員となることによって職業を獲得し、その職業を通して労働の世界と出会う。逆の側からみれば、エとしては労働の成立する場が職業であるのだともいえる。としたら、「職業」という言葉は、一方で形としての「会社員」につながり、他方では内容としての「労働」につながっているはずだ。

にもかかわらず、あなたの職業はなにか、と質問された時、「会社員」といった言葉ばかりが出て、「労働」の実質を示す言葉が答えに出ないのだとしたら、それは回答するものの意識の内部で「労働」が著しくオしているからだろう。あるいは、実際の仕事について説明するのが面倒であったり、それを答えたくないために「会社員」という漠たる表現が隠れ蓑とされている場合もあるかもしれない。しかし「職業名」としての「会社員」がこれほどまでに横行している背景には、やはり自らの「労働」についての関心が稀薄になっている事実が横たわっていると思われてならない。

(出典 黒井千次『働くということ』から)

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	偏在的	客観的	通勤	客観論	喪失
2	個別的	客観的	組織	客観論	喪失
3	基本的	一般的	組織	一般論	衰微
4	個別的	主観的	集団	客観論	喪失
5	基本的	一般的	通勤	一般論	衰微